

【プレスリリース】

令和4年7月5日発信

メディア・報道機関 各位

 **札幌商工会議所**
The Sapporo Chamber of Commerce and Industry

令和4年度「夜間観光促進及び繁華街等新規開業補助金」の公募について

このたび、札幌商工会議所では、下記の通り、札幌市内（すすきの・大通地区）の空き店舗・空き家の利活用を促進し、夜間の時間帯におけるエンターテインメント等の観光事業の活性化を図るため、業態転換・拡充、新規等で店舗を新たに開業する事業者に対して、選考・採択のうえ、経費の一部を補助する事業を行います。

つきましては、本事業の周知並びに記事お取扱いに関しまして、特段のご高配とご協力を賜りますよう、何卒、宜しくお願い申し上げます。

記

【申請受付期間】

令和4年（2022年）7月1日（金）～令和4年（2022年）9月30日（金）

募集回	募集期間（書類到達日）	交付決定
第1回	令和4年（2022年）7月1日（金）～8月31日（水）	9月
第2回	令和4年（2022年）9月1日（木）～9月30日（金）	10月

※採択件数が予算の上限（5件程度）に達した場合、その時点で募集は終了します。

詳しくは、札幌商工会議所のホームページ、QRコードにてご確認ください。

https://www.sapporo-cci.or.jp/web/purpose/04/details/post_109.html



<お問い合わせ>

札幌商工会議所 国際・観光部 国際交流・観光課（中西）

TEL：011-231-1330 E-Mail：intl@sapporo-cci.or.jp

以上

あなたの

開業の夢を 応援します。

令和4年度
夜間観光促進
及び
繁華街等新規開業
補助金



夜間観光・エンタメ事業
を始める方に!!

最大1,000万円の 開業資金サポート!!

札幌市内(すすきの・大通地区)の空き店舗・空き家の利活用を促進し、夜間の時間帯におけるエンターテインメント等の観光事業の活性化を図るため、業態転換・拡充、新規等で店舗を新たに開業する事業者に対して、選考・採択のうえ、経費の一部を補助します。

補助率 補助対象経費の総額の 2/3 以内	上限額(下限額) 1事業者あたり 1,000万円 (下限500万円)
------------------------------------	--

申請受付期間

第1回	募集期間(書類到達日) 令和4年(2022年) 7月1日(金)~8月31日(水)	9月 交付決定
第2回	募集期間(書類到達日) 令和4年(2022年) 9月1日(月)~9月30日(金)	10月 交付決定

※採択件数が予算の上限(5件程度)に達した場合、その時点で募集は終了します。

補助金の概要

対象者	個人・法人
対象事業	すすきの・大通地区の空き店舗・空き家に賃借で開業(出店)するエンターテインメント等の夜間観光事業 ※既往事業者の夜間観光・エンターテインメント業態への進出、業態変更による開業も対象です。 ※すでに営業中の店舗や補助金交付決定前に開業予定の場合は対象となりません。
補助対象経費	開業に要した店舗改装費、店舗付帯設備設置費、備品購入費、普及宣伝費等
開業期限	令和5年(2023年)1月14日(土)
補助金入金時期	開業後約2ヵ月(予定)



※詳細は、札幌商工会議所ホームページ掲載の募集要領、QRコードにてご確認ください。
https://www.sapporo-cci.or.jp/web/purpose/04/details/post_109.html





令和4年度 夜間観光促進及び繁華街等新規開業補助金

1 空き店舗や空き家の要件

札幌市内(すすきの・大通地区)に立地する空き店舗や空き家が対象となり、エリアは以下の範囲です。

- 東西～創成川から西7丁目
- 南北～南1条から南9条(大通南から菊水・旭山公園通北)

2 業種・出店形態などの要件

① 出店業種の要件

夜間観光事業の促進が図られる事業であることが条件です。
(例) 演芸、娯楽、遊戯、複合サービス、音楽、アニメ、ゲーム、その他飲食など(※飲食のみは対象外です)
※風営法第2条第5項に定める風俗営業、社会通念上公序良俗に反する営業、宗教活動または政治活動を行う場合は対象なりません。

② 出店形態等の要件

補助金交付決定の日以降、令和5年(2023年)1月14日(土)までに開業し、継続的な経営を行う具体的な計画を有することなど、募集要領に定める出店形態等の要件があります。

3 補助対象経費の範囲

交付決定の日から開業の日までに発生した開業に係る初期費用のうち、以下の経費とします。

- 店舗改装費(内装工事費、外装工事費、電気工事費等)
 - 店舗付帯設備設置費(照明器具・空調設備・水周り設備の購入・設置費等)
 - 備品購入費(イス・テーブル・什器・器材及び感染症対策に資する備品の購入)
- ※消耗品(文房具、洗剤、トイレットペーパーなどの耐用年数がおおむね1年未満の物品)は除く。
- 普及宣伝費(チラシ作成費、ホームページ製作費、広告出稿料等)
- ※開業に係る費用であっても、店舗の賃借・リースに係る経費(仲介手数料、敷金・礼金、賃料・リース料等)、事業の運営に係る経費(仕入れ代金、水光熱費等)、保険料等は対象外です。
- ※交付決定日から募集要領に定める期間内に、契約(または発注)を行い、工事や納品が完了した経費のみが補助対象となります。

4 申請書類の提出

別途定める申請書、事業計画書、空き店舗・空き家関連資料等の申請書類を作成し、札幌商工会議所に申請書類を提出してください。

申請書類は締切日(第一回～8/31(水)、第二回～9/30(金))までに持参または郵送にてご提出ください。

5 選考委員会

事業者(補助金の交付対象者)の選考にあたっては、外部有識者等による選考委員会により、ヒアリング審査を実施します。審査は、締切日の翌月に開催します。

6 補助金交付決定後の手続き

補助金の交付決定を受けた後は、開業に向けた準備を進めてください。

① 開業期限

令和5年1月14日(土)

② 開業報告書等の提出

店舗の開業後は、開業日から20日を経過した日までに、別途定める開業報告書、収支報告書、補助対象経費の支払を証明する領収書等を提出してください。

③ 補助金の交付

開業報告書等の内容審査と現地調査を実施し、領収書などの証拠書類を確認させていただいたうえで、金額を確定します。その後、札幌商工会議所より補助金額確定通知書を送ったうえで、補助金をお支払いいたします。なお、入金には募集要領に定める日数を要します。

7 その他の注意点

① 開業後の事業内容の変更禁止

補助金交付を受けて開業した店舗は、交付を受けた年度を含めて3年間、事業内容を変更(業種変更、店舗移転、事業譲渡、事業中止等)することはできません。

② 補助金交付決定の取消し

虚偽の申請や報告、不正な行為、募集要領または交付決定通知書等に記載した内容及び条件への違反などがあった場合は、補助金の交付決定を取消し、または既に交付した補助金の返還を命じます。

※補助事業と同一の事業において、国や道及び他の自治体等で実施する助成制度(補助金、委託費、事業再構築補助金等)の財政的支援を受けることは認められません。

③ 関係法令の遵守

申請・開業にあたっては、申請者自身の責任において、関係法令等(建築基準法、消防法、食品衛生法等)に定められた手続きを確実に行ってください。

